

日行連発第1246号
令和4年12月1日

各単位会長 様

日本行政書士会連合会
会長 常住 豊

「戸籍の附票の写し」に係る犯収法施行規則の改正について
(意見公募手続開始のお知らせ)

平素より当会の運営にご理解いただき誠にありがとうございます。
今般、標記の件について、総務省及び警察庁より会員への周知の依頼がありました。
つきましては、下記の内容について貴会会員へご周知いただきますようお願いいたします。
ご多用の中、恐縮ではございますがご理解・ご協力のほど何卒よろしくお願い申し上げます。
なお、本件については会員専用ページ「連 con」においてもご案内いたします。

記

【意見公募手続の概要】

○「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律」(令和元年法律第16号)第2条の規定により住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)が改正され、令和4年1月11日以降、戸籍の附票の記載事項に、新たに「出生の年月日」が追加されたことにより、戸籍の附票の写しのみで規則上の本人確認書類の要件を満たすこととなったことを踏まえ、戸籍の附票の写しが添付された戸籍の謄本又は抄本に代わり、戸籍の附票の写しを本人確認書類の一つとして規定する。

○当該規定について、意見公募手続を実施するもの。

(以下、関連 HP に係る URL)

【警察庁ウェブサイトリンク】

○警察庁 Web サイト (npa. go. jp)

<<https://www.npa.go.jp/news/release/2022/20221114001.html>>

【e-gov ウェブサイトリンク】

○<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=120220015&Mode=0>

※意見募集期間：11月25日(金)0時00分～12月24日(土)23時59分

【JAFIC ウェブサイトリンク】

○JAFIC トップページ | JAFIC 警察庁 (npa. go. jp)

<<https://www.npa.go.jp/sosikihanzai/jafic/index.htm>>

※トップページを更新 (e-gov の意見募集ページへのリンクを掲載)

以上